等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

３　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

４　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

５　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

６　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

７　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「１　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「⑸　種類」は、次の例にならつて記入すること。

（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）

「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「⑺　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑻　変更予定時期」欄について、本届出書受理日において、変更予定時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における変更の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

９　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

11　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）